

●香川県告示第164号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

| 指定番号 | 所在地 | 埋立地の区分 |
|---|---|------------------|
| 香産一13 | 坂出市昭和町2丁目611番17の一部 | 政令第13条の2 第3号イ |
| 香産一14 | 丸亀市郡家町字大林下3604番の一部 | 政令第13条の2 第3号イ |
| 香産一15 | 坂出市大屋富町字満ノ尻2577番18、2577番19、3091番10、3091番11、3091番12、3091番13、3091番14、3091番15 | 政令第13条の2 第2号 |
| 香産一16 | 小豆郡土庄町長浜字中尾乙795番の一部 字カバガ滝乙812番3の一部、乙815番3の一部、乙816番1の一部、乙816番3、乙817番1の一部、乙817番2、乙818番2、乙818番3の一部、乙819番の一部、乙820番の一部、乙870番の一部 | 政令第13条の2 第2号 |
| 香産一17 | 小豆郡小豆島町吉田字テ々コゼ甲1番1、甲1番2 字川向乙56番1、乙56番6 字一ノ坪甲270番1 字姥ヶ谷甲302番1の一部、甲302番3の一部、甲302番10 | 政令第13条の2 第2号 |
| 香産一18 | 小豆郡土庄町字猪見山乙1368番1の一部 | 政令第13条の2 第2号 |
| 香産一19 | 綾歌郡宇多津町字吉田4002番1の一部 | 政令第13条の2 第2号 |
| <p>備 考</p> <p>1 所在地は、平成20年3月12日現在において有効な地番とする。</p> <p>2 埋立地の区分の欄中「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。</p> <p>3 指定区域ごとの帳簿及び図面は、香川県環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。</p> | | |